

委託事業者選定要綱

1 趣旨

この要綱は、指定都市市長会活動概要リーフレット作成業務の委託事業者を選定する手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

2 選定方式

選定方式は、リーフレットのデザイン・印刷等にかかる提案を求め、その内容を総合的に比較検討し、最も適格と判断される業者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

3 委託業務概要

- (1) 業務名：指定都市市長会活動概要リーフレット作成業務
- (2) 業務期間：契約締結日から平成21年9月18日まで
- (3) 業務内容：仕様書のとおり
- (4) 委託料：1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

4 提案者に求められる資格要件等

提案者は、以下の要件を全て満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。
- イ 本プロポーザルの提案書の提出期限から契約締結の日まで、指定都市の指名停止の措置を受けていないこと。
- ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 提案書の提出

指定都市市長会事務局に提出期限までに、郵送または電子メールにより提出する。書式など詳細については「提案書等の作成要領」を参照すること。

6 提案者の選定方法

(1) 選定委員会の設置

選定に際し、委託業者選定委員会を設置する。

上記委員会の委員は、事務局長、事務局次長及び事務局主査とする。

(2) 審査方法

ア 委託業者選定委員会において、提案内容、委託料等を総合的に評価し決定する。

イ 審査は提出された提案書等を審議する書類審査方式とする。

ウ 審査については非公開により行う。

(3) 審査の視点

ア 指定都市市長会に関する知見を十分に有しているか。

イ 費用対効果（経費を抑え、費用に見合ったリーフレットの作成のための工夫）

ウ 適切なビジュアル（イラスト・写真・図表）の活用など、市民（読者）が分かり易いよう、工夫がなされているか。

エ 効果的なコピーの使用など、市民（読者）に興味を持たせる工夫があるか。

オ スタッフの能力・意欲等、適切な企画立案及び円滑な運営実施能力、作成に際して、人員等十分な体制をとることが可能か。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、速やかに通知する。交渉権第2位と第3位となった者については、順位を通知内容に加える。ただし、一定のレベルの提案がない場合等には、第2位以降の順位をつけない場合がある。

7 提案者の失格事由

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 前記「4 提案者に求められる資格要件等」の要件を満たさない者
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者又は「提案書等の作成要領」に違反する表現をした者
- (3) 「提案書等の作成要領」別記様式第3号見積書に記載されている経費1,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える提案をした者

8 契約に関する基本的事項

(1) 契約方法

ア 選定委員会で選定された最も優れた提案の提出者に対し、業務委託契約(随意契約)の第1位交渉権が与えられる。

イ 第1位交渉権を与えられた者と委託契約の締結交渉を行なう。

ウ 第1位交渉権を与えられた者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は第1位交渉権を与えられた者の本提案における失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び提案書に基づき決定する。(ただし、提案内容については実現を前提に契約交渉を行う。)

(3) 特約事項

ア 提案内容の実現にかかる追加費用や別途費用は、全て受託者の負担で行うこと。

イ 提案書作成要領の別記様式第3号に記載された必要経費は、受託者の都合により変更することは認めない。

(4) 再委託の禁止

受託者は、本委託業務の一部又は全部を第三者に再委託することができない。ただし、あらかじめ事務局の承諾を得たときは、この限りではない。

9 提案書等の取扱い

(1) 提案書提出後から業者の選定までの間は、提案書に記載された内容の変更は認めない。

(2) 全ての提出物は返却しない。

業者選定後は責任を持って指定都市市長会事務局ですべて破棄する。また、業者選定以外の目的には使用しない。

(3) 提案書等の公開・非公開

受託者となったものから提出された提案書等は、企業秘密など公開することで企業に不利益を与えるおそれのある情報について、予め受託者から申出があった情報については非公開とする。

10 その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (2) 提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。